

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

従来から、その鳴き声や容姿の美しさのため、国内で違法に捕獲されたメジロ等の鳥獣が、輸入された同種の鳥獣と偽って違法に売買・飼養される事犯が頻発していた。これらの行為は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 27 条に規定する違法に捕獲した鳥類の飼養、譲渡し等の禁止に違反しているが、国内で捕獲された個体と輸入された個体には外見上差異がなく判別が困難であることから、取締事務に支障をきたしていた。

このため、第 164 回国会において成立した鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）において、新たに環境省令で定める特定輸入鳥獣（メジロ、オオルリ等を指定する予定）を輸入した者は、輸入後速やかに、環境大臣から、当該特定輸入鳥獣が適法に輸入されたものであることを表示する標識（脚環）の交付を受け、当該特定輸入鳥獣にこれを着けなければならないこととし（改正後の第 26 条第 2 項）、標識の交付申請の際には実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととされた（改正後の第 26 条第 7 項）。

本政令案は、特定輸入鳥獣に装着する標識に関する手数料の額を定めるものである。

2. 改正の概要

標識の交付に関する手数料の額は、標識 1 個につき、1,700 円とする。（第 1 条関係）

3. 施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成 19 年 4 月 16 日）から施行する。